100－W（単位：パーセント）

㈱　上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別表６のうちＡ若しくはＣ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈥を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2）×100（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ、Ｌ’1、Ｌ’2及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：別表６のうちＡ又はＣ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｚ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

㈥　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ’1 Ｒ’1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’2 Ｒ’2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’

ただし、上記式において、(ａ×((Ｌ Ｒ＋Ｌ’1 Ｒ’1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’2 Ｒ’2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＡ又はＣ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’：別表６のうちＣ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
　　月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ｔ　：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別表６のうちＣに掲げる高速道路においてのみ、上記式のＰ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’を次式に読み替えるものとする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）

㈱　上記式においてＸ、Ｙ、Ｚは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｘ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Ｙ：首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）